



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の所在地の変更の届出（福祉政策課）…………… 1
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 2
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（市町村課）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（市町村課）…………… 4
- 沖縄県平和祈念資料館の臨時休館について（平和援護・男女参画課）…………… 6
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 6

訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課）…………… 6

告 示

沖縄県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成28年 6 月 3 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
こりこり鍼灸整骨院（仲宗根龍太）	北谷町北前一丁目2番7号津嘉山ビル201号	平成28年3月15日
高江洲整骨院（高江洲昌幸）	うるま市字高江洲996番地	平成28年3月30日
當山接骨院（當山圭祐）	読谷村字瀬名波682番地1	平成28年4月1日
南風原若田接骨院（長田三尋）	南風原町字津嘉山1567番地	平成28年4月1日

沖縄県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 6 月 3 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

所在地の変更

指定施術機関の名称 (指定施術者の氏名)	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
まかな整骨院(文元康二)	うるま市石川白浜二丁目7番25号シーサーハウス103	金武町字屋嘉23番地	うるま市石川白浜二丁目7番25号シーサーハウス103	平成28年3月31日

沖縄県告示第315号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成28年6月3日から同月16日まで一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 真地久茂地線
- 2 供用開始の区間 那覇市字識名1100番1から那覇市識名3丁目846番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年6月3日

沖縄県告示第316号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年6月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 うるま市江洲土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市江洲195番地
- 3 施行地区 うるま市字江洲仲原、江洲原及び前原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和59年12月25日から平成30年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和59年12月20日
- 6 変更の内容 設計の概要及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成28年5月2日

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年6月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 新沖縄県税務事務トータルシステム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成28年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 契約金額 54,432,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受

ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年6月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム用機器等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成28年6月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県企画部市町村課ホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部市町村課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2134
 - (3) 申請書等の受付期間 平成28年6月3日（金曜日）から同月24日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成28年7月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至つた場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後、県が定める期間は競争入札に参加させ

ない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する住民基本台帳ネットワークシステム用機器等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年 6 月 3 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム用機器等（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成28年 6 月 3 日付け沖縄県公報定期第4449号に登載）により入札参加の資格を有すると認められた者

イ 機器等の設置及び設定業務体制証明書を平成28年 7 月 4 日（月曜日）午後 5 時までに 3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができることを証明した者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配布

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 平成28年 6 月 15 日（水曜日）から同年 7 月 4 日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第 2 条に規定する慰霊の日（以下「慰霊の日」という。）を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所 沖縄県庁舎 7 階企画部市町村課 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098-866-2134

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成28年 6 月 15 日（水曜日）から同年 7 月 4 日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所 沖縄県庁舎 7 階企画部市町村課（3(2)の場所）

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成28年 7 月 14 日（木曜日）午後 2 時

(2) 場所 沖縄県庁舎 7 階第 4 会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5 以上の金額を 5(1)の日時までに沖縄県企画部企画調整課（沖縄県庁舎 7 階）に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去 2 年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札

(3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成28年6月15日（水曜日）から同年7月4日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部市町村課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2134
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成28年7月14日（木曜日）午前11時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県庁舎7階企画部市町村課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Bids to be tendered
Lease of computer equipment for the Basic resident registration network system at Okinawa Prefectural Government.
(This includes duties concerning installation and set-up.)
 - (2) Please refer to the explanatory pamphlet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
 - (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
 - (4) Bid due date and time
July 14, 2016 (Thursday) 2:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Thursday July 14, 2016.)
 - (5) Bid opening
Date and Time: July 14, 2016 (Thursday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 7th floor, The fourth conference room
 - (6) Division in charge
Municipal Administration Division
Department of Planning
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan

Telephone 098-866-2134

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）第3条第1項第4号の規定により、次のとおり沖縄県平和祈念資料館を臨時に休館する。

平成28年 6 月 3 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

臨時休館日 平成28年 7 月11日から同月13日までの間

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年 6 月 3 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・西5号東崎兼久線、3・4・西6号兼久安室線及び3・4・西7号呉屋安室線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

訓 令

沖縄県訓令第45号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 6 月 3 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

本則中「第6章 子ども生活福祉部」を「第5節 環境再生課
第6章 子ども生活福祉部」に改める。

定型農計15中

<p>4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。</p>	を
--	---

<p>4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。 また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。</p>	に
---	---

改める。

定型農計16中

<p>4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議</p>	を
--	---

申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

に

改める。

定型農計17中

4 その他 この告示に係る換地計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

を

4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

に

改める。

定型文1の定型の名称中「県立博物館・美術館」を「沖縄県立博物館・美術館」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年6月3日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14